

町政懇談会（追分地区）における発言

早来地区住民 吉岡政昭

(口上)

私は早来地区に住む吉岡と申します。今日は、気を入れて『疑問を解消』しなければ、と言う思いで参りました。基本的なことでは伺いますので、宜しくお願い致します。

実は、今月の9日、「議会懇談会」がありましたが、その席上、ある町民から、聞き捨てならない話、容易には信じがたい話が出されました。

それは、令和7年6月2日実施の英語検定試験の（いわゆる英検の）申し込みが、町内の小中高学校で行われたのに、一人追分中学校では、「受験案内・申し込み書」の生徒への配布が拒否されたというのです。なぜ、追分中学校では、「受験案内・申し込み書」の生徒配布を拒否し、生徒に配布しなかったのでしょうか？

理解に苦しむ『対応』です。しかも、「受験案内・申し込み書」は、教育委員会の担当者が、直接、追分中学校に届けていたものです。

また、締め切り一週間前になって、生徒の通告で「配布されていない事実」を知った英検実施団体のAICASで、教育委員会の担当者に知らせたところ、担当者は、その事実を知らなかったとのこと。そこで町教委担当者が、配布しない理由を校長に尋ねると校長曰く「教育長から教師が全ての検定試験に（手続きや試験管業務に至るまで）関わることをしないように指示されたから。」とのことでした。

(以上、議会報告会での町民参加者からの報告)

問題点の整理・・・(事実の確認)

I、令和7年6月2日実施の英語検定試験（英検）の「受験案内」・「申し込み書」を、追分中学校では、生徒に配布しなかったのは事実か？
(事実の場合は、配布しなかった理由は何か)

II、追分中学校の校長が、「受験案内」・「申し込み書」を、生徒に配布しな理由を「受験案内」・「申し込み書」を届けた教育委員会の担当者が、「教育長から教師が全ての検定試験に（手続きや試験管業務に至るまで）関わることをしないように指示されたから。」と述べた件は事実か？

III、学校現場での英検実施に対する非協力は、『委託書』違反です。
英語検定試験（英検）の実施に関しては、英検実施者と安平町地区の学校との間で実施方法・役割分担などを定めた文書（委託書）がありますが、その中に「申し込みの受付等」があり「申込用紙受付」等々がある。『委託書』を取り交わしておきながら「受験案内」・「申し込み書」の配布拒否はあり得ない事です。もし、教育長が指示をしたのであれば、両者のダブル違反です。

IV、三浦議員が、6月議会でも取りあげる。 英語検定の「受験案内」「申し込み書」の「不配布問題」を。

- 1、英語検定の「受験案内」「申し込み書」が、追分中学校校長が配布しなかった件について。
- 2、追分中学校で英語検定の「受験案内」「申し込み書」が配布されなかった理由が、校長から、『教育長から指示された』との発言に関して。

(以下、6月議会の議事録です)

三浦議員：英語検定の実施について、地域の連携の現状について伺いたい。

教育長答弁。

- 1、検定業務を含めてですが、教育委員会の方から、地域との連携を禁止するという指示を出した事実はありません。

※「地域との連携」とは、学校が英検の実施者であるAICASと協力して『英語検定試験』を実施すると言う意味。

- 2、検定については、廃止するという方向性なども（教育）委員会としては、出していません。

V、教育長、「議会答弁」で『指示』を否定。

追分中学校長の「受験案内」・「申し込み書」の「配布拒否」の理由説明との食い違い。

英語検定の「受験案内」「申し込み書」の生徒への配布をしなかった追分中学校の校長の「配布拒否理由」と議会での教育長の『答弁』とに、大きな食い違いが生まれています。内容・質と共に黒白をつけるべき重大問題です。

VI、どっちにしたって、教育長と追分中学校校長の責任問題。

第2回英語検定試験（9月28日）の際、追分中学校の生徒が、準2級プラス『高校中級程度』に挑戦しようとして、中学校に申し込みを持参したところ、校長が、申し込みを拒否した。その直後、追分中学校の校長から、英検の実施者に直接電話があった。その際『中学校では英検の申し込みを受けない。これは教育委員会のW氏（社会教育担当次長）と話し合っ、決めた』と、発言したとのこと。

教育委員会のW氏は、社会教育担当の教育次長であり、それがなぜ、学校教育に関して口を出したのかはわからない。いずれにしても、結果として教育長自身が追認したことは明らかであり、『指示した』との証言と符合するものです。

当然、予想される結果

- (1) 教育長と追分中学校校長の『不適切さ』を明確にすること。
- (2) 教育長と追分中学校校長にたいする措置を明確にすること。
- (3) こうしたケースには、地方公務員法第28条と29条が頭に浮かぶが、
教育長と校長のどちらかに又は両者に何らかの法的処置（お咎め）を検討。

- 地方公務員法第28条『降任・又は免職』・その職に必要な適格性を欠く場合。
- 地方公務員法第29条「懲戒」・職務上の義務に違反し、又は職務を怠った時。

英語検定の『受験案内・申し込み書』が、追分中学校だけが「こども達に配布されなかった理由」を明確にすること。

証言1, 追分中学校の校長「教育長から教師が全ての検定試験に（手続きや試験管業務に至るまで）関わることをないように指示されたから。」

証言2, 「校長会で、地域連携について禁止するニュアンスのことを言われた。

英検に対する補足（情報提供）

どんな意図と感情があるのかどうか不明であるが、中学校の校長や教育委員会内に、生徒の英語検定受験の妨害とも受け取られる状況が生まれています。改めて、英検の効果、影響について触れておきます。

英検の結果は、受験校によっては、大学入試や高校入試に反映されることもあります。

また、英検受験生が、近い将来、海外留学や英語圏の人との交流を視野に置いたとき、TOEICやTOEFLの受験に進むことも予想され発展性のある検定試験です。

現に、英検はすでに、TOEICやTOEFLに点数で変換可能になっています。例えば、英検2級はTOEFL550点に換算され留学試験に採用されているそうです。

英検の実施『委託書』と『教師の働き方改革』

現在、AICASに委託されている仕事は、

- ①試験監督
- ②受験手続き
- ③受験料振り込み作業

教師の作業は、①AICASが準備した受験案内 ②申込用紙を生徒に配り、
受験希望者から申込用紙を受け取り、AICASに連絡するだけ。

